

# 社会基盤情報標準化委員会規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 財団法人 日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が平成12年5月に公表した「建設情報に係る標準化ビジョン」の趣旨に則り、社会基盤のライフサイクル全般にわたり共有・交換される情報に関する標準化を推進することを目的に委員会を設置する。

### (名 称)

第2条 委員会の名称は、「社会基盤情報標準化委員会」（以下「委員会」という。）とする。

### (事務局)

第3条 委員会の事務局は、JACIC が行い、管理運営等の事務を行うほか、必要に応じ委員会を代表して業務を行う。

## 第2章 活 動

### (活動内容)

第4条 社会基盤に関する情報を最も効率よく活用するために、広く関係者を結集し、社会基盤情報に係る標準化を共同で推進する。

## 第3章 組 織

### (組 織)

第5条 委員会は、その活動を円滑に行うため、幹事会及び具体的な検討を行う小委員会を設置する。

2 小委員会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

## 第4章 委 員

### (委員会)

第6条 委員会の委員長及び委員は、JACIC 理事長が委嘱する。

(小委員会)

第7条 小委員会の委員長(以下「小委員長」という。)は、委員会の推薦に基づき、JACIC理事長が委嘱する。

- 2 小委員会の委員は、小委員会毎に検討するテーマの概要を明示して、関係する学識経験者、公共工事発注機関、標準化機関及び建設業団体等に公募し、呼び掛けに応じた者の中から、小委員長の推薦に基づき、JACIC理事長が委嘱する。

## 第5章 協力会員

(協力会員)

第8条 委員会の趣旨に賛同し、その事業に協力する企業等は、協力会員になることができる。

- 2 小委員長は、小委員会毎に協力会員の参加の可否を判断する。
- 3 委員会は、協力会員が参加可能な小委員会を公表し、協力会員を公募する。
- 4 協力会員は、当該企業等に所属する者の中から協力委員を推薦することができる。
- 5 協力委員は、小委員会にオブザーバーとして、またワーキンググループの活動に参加することができる。
- 6 協力会員についての詳細は、別に定める。

## 第6章 会 議

(委員会)

第9条 委員会は、委員長が必要と認めるとき召集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、「建設情報に係る標準化ビジョン」を具体化するための推進計画を策定し、年度毎に見直すとともに、推進計画に基づき、単年度の計画を策定、推進する。
- 3 委員会は、小委員会で策定された標準案を審議し、推奨する。

(小委員会)

第10条 小委員会は、小委員長が必要と認めるとき召集し、小委員長が議長をつとめる。

- 2 小委員会は、委員会の推進計画及び年度計画に則り、与えられた標準化テーマについて、標準及び標準化作業の現状や問題点を把握し、標準間の調整を行い、必要な場合は新たな標準を策定する。
- 3 小委員会は、活動の成果を適宜委員会に報告し、委員会の助言や指導に従う。また必要に応じ、策定した標準の推奨を委員会に依頼する。
- 4 小委員長は、2及び3を円滑に遂行するため、軽微かつ緊急を要する判断が必要と認められた場合は、小委員会の招集を待たずに必要な決定を行い、直近の小委員会

において報告する。

(幹事会)

第11条 委員会全体の運営に関する事項の検討等を行う場として、幹事会を設置する。

2 幹事会についての詳細は、別に定める。

## 第7章 その他

(情報管理)

第12条 委員会委員、小委員会委員及び協力会員は、活動で得た情報を委員会外部へ公表するに当たっては、委員会の了解を得るものとする。

(規約の改定)

第13条 委員会は、必要に応じて本規約を改定する。

附 則 この規約は平成12年10月4日から施行する。

平成17年6月改定

平成18年6月改定

平成20年6月改定